

一般社団法人依存症・薬物問題メディア協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人依存症・薬物問題メディア協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、依存症および薬物問題に関する適切な理解の促進、人権擁護、偏見の是正ならびに適正なメディア表現および報道の推進を図り、もって誰もが尊厳を持って共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 効果的な依存症予防教育および再犯防止教育の促進
- 2 依存症および薬物問題に関する調査、研究および情報発信
- 3 依存症および薬物問題に関する偏見是正および人権擁護活動
- 4 国、メディア等への提言、研修および啓発活動
- 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

2 前項の場合において、当法人は、当該社員に対し、社員総会の日1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により承認を受けた貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく公告するものとする。

（剰余金の不分配）

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第26条 この定款は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第27条 この法人は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 公告の方法

第29条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	塚本 堅一
	小川 和美
	大崎 丈二
設立時代表理事	塚本 堅一
設立時監事	名藤 朝気

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 塚本 堅一

住 所

設立時社員 小川 和美

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人依存症・薬物問題メディア協議会設立のため、設立時社員全員の定款作成代理人である行政書士福原美有紀は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和8年6月15日

設立時社員	塚本 堅一
設立時社員	小川 和美

定款作成代理人
行政書士 福原 美有紀